

①出国前に求める措置の継続・強化

- 全ての入国者に対し、引き続き、**出国前72時間以内の検査証明の提出**を求めるとともに、**入国時の検査**を実施。（実施中）
- 検査証明不所持者については、**搭乗を拒否**するよう、航空会社に要請。（3/19入国者より実施）

②空港における入国者との連絡手段の確認強化（3/18より順次実施）

- ビデオ通話・位置確認アプリのインストール、連絡先の**真正性**をCIQの前に**起動確認**。
- スマートフォン不所持者については、CIQの前に**レンタルを要請**。

③公共交通機関の不使用

- 誓約書において使用する**交通手段（入国者専用車両又は自家用車等）**を明記。（実施済）

④14日間フォローアップ体制の強化

- 全ての入国者に対する国の「入国者健康確認センター」による健康フォローアップの実施・強化（3/18より順次実施）
 - ・**位置情報**の確認
 - ・「センター」から本人に対し、原則1日1回**ビデオ通話**による状況確認
 - ・3日以上連絡が取れない等の場合に、民間警備会社等による**見回り**を実施
- 変異株流行国・地域からの入国者に対する防疫措置の強化
 - ・入国後3日間宿泊施設待機後の検査として、現在空港で実施している抗原定量検査よりも**精度が高く、安定して検出できる検査**（唾液によるreal-time RT-PCR検査）を実施（実施中）
 - ・**流行国・地域への渡航の自粛**を改めて要請

⑤入国者総数の管理（実施中）

- 検疫の適切な実施を確保するため、**航空機の搭乗者数を抑制**し、入国者総数を管理。

水際対策強化に係る新たな措置（１０）
（外国人の新規入国等の一時停止の継続）

令和３年３月１８日

「水際対策強化に係る新たな措置（７）」（令和３年１月１３日）において、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとした以下の措置は、当分の間、継続するものとする。

- （１） ビジネストラック及びレジデストラックの一時停止
- （２） 全ての国・地域からの新規入国の一時停止
- （３） 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

（以上）